

令和6年度 愛媛県子ども舞台芸術鑑賞体験支援事業 実施要領

1. 事業の目的

教育活動への支援策として、地域の伝統・文化や偉人等をテーマに通年で公演を行う「地域拠点型常設劇場」である「坊っちゃん劇場」（以下「劇場」という。）に着目し、子どもの劇場での鑑賞等を支援することで、子どもの郷土の文化や偉人等についての学び・体験の場とするとともに、本県文化の振興を図る。

2. 支援対象者

本事業による支援の対象となるのは、以下の学校又は団体（以下「対象団体」という。）とする。

- (1) 愛媛県内の小学校、中学校、高等学校（専攻科は除く）、中等教育学校、高等専門学校（第3学年まで）、特別支援学校
- (2) 上記（1）の学校に在籍する児童・生徒が主たる構成員となっている愛媛県内の団体で以下の条件を満たすもの。
 - ・代表者（又は責任者）、所在地、設立目的、活動内容等が明らかなもの。（会則・規約又はそれらに類するものを確認させていただく場合がある。）
 - ・会計処理を適切に行うことができるものであること。

3. 支援対象となる活動

本事業による支援の対象となるのは、対象団体が学校教育又は社会教育として行う以下の活動（以下「対象活動」という。）とする。

- (1) 期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 場所：坊っちゃん劇場（愛媛県東温市見奈良1125）
- (3) 内容：ミュージカル「KANON～1931 甲子園まで2000キロ～」等の鑑賞及び舞台芸術魅力体験イベント

4. 支援の内容

- (1) 交通手段の手配及び交通費の支援
 - ① 対象団体の所在地と劇場の往復は、原則として、本事業の運営委託先（以下「委託事業者」という。）が手配する一般貸切旅客自動車運送事業者（いわゆる「貸切バス」事業者）等の車両（以下「貸切バス等」という。）を利用する。対象団体による交通費の負担はない。なお、利用人数によっては一般乗用旅客自動車運送事業者の車両（いわゆる「ジャンボタクシー」等）を手配する場合がある。
 - ② 高速道路の利用が必要と認められる場合は、その料金も支援対象に含まれる。また、行程の一部に公共交通機関（旅客船等）を利用する場合も支援対象に含む。
 - ③ 貸切バスの手配が困難であり且つ日程の変更ができない場合など、やむを得ないと認められる場合は、公共交通機関の利用も対象とする。
- (2) 観劇に係る座席の手配及び観劇料の支援
 - ① 観劇に係る劇場の座席予約は、委託事業者を通じて行う。
 - ② 観劇料は、劇場において別に定めるものとし、観劇料のうち定額：1,000円/人を支援する。

(3) 舞台芸術魅力体験イベントの実施

観劇をした子どもたちに、舞台芸術の魅力等をより深く体験してもらうため、希望する対象団体に対し、以下のイベントを行う。

なお、各団体1種類、1回限りとする。

- ・出演者等との交流会、バックステージ見学ツアー 等
(ミュージカル等鑑賞後に劇場で実施)
- ・出張ワークショップ、夏休み演劇体験 等
(ミュージカル等鑑賞日とは別日に劇場以外の会場で実施)

5. 利用方法

- (1) 本事業による支援を受けようとする対象団体(以下「申込者」という。)は、観劇希望日時、利用人数、舞台芸術魅力体験事業の希望内容、その他必要な事項を添えて、委託事業者に申し込む。
- (2) 委託事業者は、上記5(1)による申し込みを受けた時は、劇場の座席及び交通手段の手配、舞台芸術魅力体験事業の調整等を行い、その結果を申込者に通知し、申込者は対象活動を実施する。

6. 注意事項

- (1) 本事業による支援は、予算の範囲内で実施するものとし、予算の上限に達した段階で申し込みを締め切る。
- (2) 国、市町及び民間の助成団体等による交通費の補助・助成を受ける場合、4(1)の交通費の支援を受けることができない。また、国、市町及び民間の助成団体等による観劇料の補助・助成を受ける場合、4(2)の観劇料の支援を受けることができない。ただし、以下についてはこの限りではない。
 - ① 「坊っちゃん劇場子ども舞台芸術体験サポートシステム後援会」による観劇料の補助
 - ② 対象団体が所在する市町において令和5年度以降に新設された観劇料の補助
 - ③ その他愛媛県がやむを得ないと認めるもの
- (3) 上記6(1)、(2)により、交通費の支援が受けられない場合でも、対象団体が対象活動を行った場合は、4(3)の舞台芸術魅力体験イベントを実施することは可能。なお、日程等により、舞台芸術魅力体験イベントの内容が希望に添えない場合がある。
- (4) 対象活動に付随する内容であっても、上記4に記載する支援内容以外の項目(昼食の手配等)は、原則として申込者において行い、愛媛県は、その責任等を負わない。なお、委託事業者に相談することは差し支えない。
- (5) 委託事業者が手配した貸切バス等の乗車定員の範囲内であれば、保護者、地域住民等の同乗を可能とする。ただし、2(2)のとおり、児童・生徒が主たる構成員となっている団体での利用が前提となる。
- (6) 社会通念上適当であると認められる範囲において、対象活動の前後における劇場以外の文化・教育施設(県美術館、県生涯学習センター愛媛人物博物館等)への立ち寄りを可能とする。
- (7) この要領に定めのない事項については、別途愛媛県及び委託事業者において決定する。